

7 学校給食費債権回収等業務委託 公募型プロポーザル方式実施要領

1 公募型プロポーザル方式での事業者選定をする目的

本業務は、学校給食費債権回収業務を、専門的知識及び豊富な経験を有する民間事業者へ委託することで、未収金対策強化を図り、利用者間の公平性の確保に寄与することを目的とする。

上記目的を達成するにあたり、本業務は価格のみではなく、債務者への交渉力、専門性、業務遂行力等を経験や実績も踏まえて総合的に判断し、最も適切な事業者を選定するため、プロポーザルでの事業者選定を行うものである。

2 業務概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 業務名 | 7 学校給食費債権回収等業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別紙「7 学校給食費債権回収等業務委託仕様書」のとおり |
| (3) 履行期間 | 令和 7 年（2025 年）4 月 1 日（火）から
令和 8 年（2026 年）3 月 31 日（火）まで |
| (4) 提案成功報酬率 | 成功報酬率は、26%を上限とする。 |
| (5) 委託料の支払額 | 4,552,847 円（消費税及び地方消費税を含む総額）
を上限とする。 |

3 参加資格要件

この公募開始の日から契約締結までの日において、次の要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づくつくば市の入札参加の制限を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団でなく、かつ、その役員が茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) 茨城県建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成 6 年 7 月 14 日付け監第 692 号）、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準又はつくば市入札参加

指名停止等措置要綱（平成6年つくば市告示第15号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始決定後又は再生手続開始決定後につくば市が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りでない。
- (6) 市税（実施要領で定める参加資格要件で、つくば市内に本店、支店又は営業所があることという旨の地域要件を付した場合に限る。）、本店所在地の都道府県税、所得税（個人事業主の場合に限る。）、法人税及び消費税について未納がないこと。
- (7) 弁護士法（昭和24年法律第205号）第4条に規定する弁護士又は同法第30条の2に規定する弁護士法人であり、同法第57条第1項又は第2項に規定する懲戒を現に受けていないこと。
- (8) 過去10年以内に国、法人税法（昭和40年法律第34号）に規定する公共法人と元請として債権回収業務の契約を締結し、履行した実績（継続12か月以上の契約を締結し、現に当該契約を履行している場合にあっては、12か月以上履行した実績）を有すること。

4 参加申込

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式1）
- イ 法人等の概要（様式2）
- ウ 参加資格要件に係る申立書（様式3）
- エ 業務実績書（様式4）
- オ 弁護士法第4条に規定する弁護士又は同法第30条の2に規定する弁護士法人であることを証する書類の写し
- カ 公募開始の日時点で参加資格要件に掲げる税についての未納がないことを証明する証明書の写し

(2) 提出部数

正本1部、副本1部の合計2部

(3) 提出期間

令和7年（2025年）1月23日（木）から2月5日（水）まで

※ 持参の場合の受付時間は、平日の9時から16時30分までとする。

郵送の場合は令和7年（2025年）2月5日（水）必着とする。

(4) 提出先

つくば市教育局健康教育課学校給食係

(5) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合、提出書類の到達通知は行わないため、提出者が必要に応じ追跡可能な郵送方法とすること。

5 参加資格の審査

(1) 審査方法及び項目

提出書類に記載された事項に基づき、参加資格の審査をつくば市教育局健康教育課で行い、企画提案審査に参加する事業者を選定する。

なお、参加資格要件を満たしたものが5者以上となった場合は、業務実績書に記載された事項による書面審査をつくば市教育局健康教育課で行い、合計点が高い上位4者を企画提案審査の参加者として選定する。

書面審査の審査基準は次のとおりとする。

	評価項目	配点	基準
1	業務実績	13	業務実績書の受託実績一覧に記載された債権回収等業務の実績により審査する。 ①学校給食費を含む債権回収等業務 1件につき2点 ②学校給食費を含まない債権回収等業務 1件につき1点 ※実績の記載は、①は最大3件、②は最大7件までとする。 ※同点の場合は、①学校給食費を含む債権回収等業務受託実績が多い者を上位とする。
	合計点	13	

(2) 審査結果の通知

参加申込者全員に対して、令和7年（2025年）2月10日（月）に参加資格審査結果通知書を郵送及び電子メールにより通知する。また、参加資格を

満たしていないと判断された者に対しては、その理由を付して通知する。

参加資格を満たしていないと判断された者又は書面審査において選定されなかった者は、通知の日から7日を期限として、その理由について説明を求めることができる。理由について説明を求める場合は電子メールにて、以下のメールアドレスに送信すること。

電子メールアドレス：edc060@city.tsukuba.lg.jp

6 企画提案書の提出

(1) 提出書類

- ア 応募申込書（様式5）
- イ 企画提案書（様式6）
- ウ プレゼンテーション出席者報告書（様式7）
- エ 成功報酬見積書（様式8）

(2) 提出部数 各9部

(3) 提出期間

令和7年（2025年）2月12日（水）から3月4日（火）まで

※ 持参の場合の受付時間は、平日の9時から16時30分までとする。

郵送の場合は令和7年（2025年）3月4日（火）必着とする。

(4) 提出先

つくば市教育局健康教育課学校給食係

(5) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合、提出書類の到達通知は行わないため、提出者が必要に応じ追跡可能な郵送方法とすること。

7 質疑応答

(1) 受付期間

ア 参加申込に係る事項

令和7年（2025年）1月23日（木）から1月29日（水）まで

イ 企画提案に係る事項

令和7年（2025年）2月12日（水）から2月19日（水）まで

(2) 提出方法

電子メールにて、質問書（様式9）を以下のメールアドレスに送信すること。送信後、必ず電話で「学校給食費債権回収等業務委託質問」を送信した

旨を伝え、担当部署に着信したことを確認すること。なお、口頭による質問は受け付けない。

電子メールアドレス：edc060@city.tsukuba.lg.jp

(3) 回答方法

質問に対する回答は、本市のホームページで公表し、個別対応は行わない。

なお、回答は、本実施要領と同等の効力を持つものとする。また、同趣旨の質問に対しては、まとめて回答する場合がある。

(4) 回答日

ア 参加申込に係る事項

令和7年(2025年)2月3日(月)

イ 企画提案に係る事項

令和7年(2025年)2月25日(火)

8 提出書類の記載要領

(1) プロポーザルに係る提出書類の様式

プロポーザルに係る提出書類は、所定の様式に記入の上、提出すること。

(2) 様式の入手方法

様式1～様式9は、市ホームページに掲載する。

(3) 書類作成時の書式等

ア 用紙サイズはA4判縦とし、横書きとすること。

イ 文字のサイズは11ポイント以上で作成すること。

ウ 使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とすること。

エ 提出書類はすべて順に並べA4縦型フラットファイルに左綴じ、通しのページ数を付すこと。印刷の色はカラー、白黒を問わない。

(4) 様式記入上の注意

ア 会社の概要(様式2)

・会社の概要や事業内容を補足する資料・パンフレット等があれば別途添付してもよい。

イ 企画提案書(様式6)

・別紙「7 学校給食費債権回収等業務委託仕様書」を参照し、具体的に記載すること。

ウ プレゼンテーション出席者報告書(様式7)

- ・出席者は4名以内とする。

9 企画提案に関する審査

(1) 候補者選定委員会による選定

適正な審査を実施するため、候補者選定委員会を設置し、企画提案書等の審査及び評価により本業務の履行に最も適した候補者を選定する。

(2) 事業予定者の選定方法等

ア 応募申込書(様式5)及び添付書類による審査並びにプレゼンテーションを実施し、総合的に評価し選定する。また、提出書類以外の書類提出は認めないものとする。

イ プレゼンテーションは令和7年(2025年)3月14日(金)に、つくば市役所で実施を予定している。詳細については、別途通知する。

ウ 出席者は4人以内とする。

エ 実施時間は、1事業者につき30分以内(プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内)とする。

オ プレゼンテーションは、提出した企画提案書等を用いて行うこととし、追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。ただし、必要に応じてパソコン、プロジェクター及びスクリーンを使用した操作シミュレーションは行ってもよい。

カ プロジェクター、スクリーン、HDMIケーブルは市で用意する。パソコン等その他必要機材、備品等は参加者が準備すること。

キ 市で準備したものも含め、機材が正常に作動しない場合や、故障などによる使用制限が発生した場合の対応を想定しておくこと。

ク プレゼンテーションは非公開とする。

(3) 審査の基準

プロポーザルの審査基準の概要は次のとおりとする。

	評価項目	配点	評価事項
1	業務実施方針	10	(1) 委託目的の理解 (2) 債務者への配慮
2	組織・実施体制	15	(1) 業務実施予定人員及び経験 (2) 本市との連絡体制 (3) 個人情報保護

3	業務の実施 内容・手法	50	(1) 催告及び収納業務 (2) 納付相談・納付指導業務 (3) 収納金の管理・払込業務 (4) 調査業務 (5) 報告業務
4	業務実績	10	地方公共団体との類似業務受託実績
5	成功報酬見 積	10	提案者中最も低い成功報酬率／各者の成 功報酬率×10点（小数点以下は切り捨 て）
6	その他の提 案	5	仕様書に記載した項目以外の独自提案
合計点		100	

(4) 審査結果による候補者の選定

「つくば市プロポーザル方式による契約の相手方の選定に関するガイドライン」に基づき、候補者を選定する。

(5) 審査結果の通知

審査を受けた事業者全てに対して、郵送により結果を通知する。選定されなかった者は、通知の日から7日を期限として、その理由について説明を求めることができる。理由について説明を求める場合は電子メールにて、以下のメールアドレスに送信すること。

電子メールアドレス：edc060@city.tsukuba.lg.jp

(6) 審査結果の公表

審査結果については、「つくば市プロポーザル方式による契約の相手方の選定に関するガイドライン」に基づき公表する。

10 契約締結までのスケジュール

以下の日程で実施予定であるが、変更の可能性もあるため、市ホームページを適宜確認すること。

実施内容	実施期日
プロポーザル実施要領の公表	令和7年（2025年）1月23日（木）
参加申込の受付	令和7年（2025年）1月23日（木）

	～令和 7 年（2025 年） 2 月 5 日（水）
参加申込に係る質疑受付	令和 7 年（2025 年） 1 月 23 日（木） ～令和 7 年（2025 年） 1 月 29 日（水）
質疑回答	令和 7 年（2025 年） 2 月 3 日（月）
参加資格審査結果の通知	令和 7 年（2025 年） 2 月 10 日（月）
企画提案書の受付	令和 7 年（2025 年） 2 月 12 日（水） ～令和 7 年（2025 年） 3 月 4 日（火）
企画提案書に関する質疑受付	令和 7 年（2025 年） 2 月 12 日（水） ～令和 7 年（2025 年） 2 月 19 日（水）
質疑回答	令和 7 年（2025 年） 2 月 25 日（火）
候補者選定委員会の開催	令和 7 年（2025 年） 3 月 14 日（金）
審査結果の通知	令和 7 年（2025 年） 3 月 18 日（火）
契約締結	令和 7 年（2025 年） 3 月下旬

11 失格

次の各号いずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 契約締結の日までに参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 応募の採否の働きかけを行う目的で、応募者又はその関係者が直接又は間接に本市職員等と接触をもった場合
- (5) 成功報酬率の上限である 26%を超えた場合

12 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類は、候補者の選定以外に使用しないものとする。
- (2) 提出書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (3) 提出書類の提出期限以降の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出書類に係る情報公開請求があった場合は、つくば市情報公開条例（平成 10 年つくば市条例第 20 号）に基づき、当該提出書類を公開することがある。

13 契約方法

随意契約により契約を行う。交渉権第1位の者と随意契約に向けた候補者として交渉を行うものとし、その者と合意に至らなかった場合又はその者が失格となった場合には、交渉権第2位に選定された者と交渉を行う。

14 その他実施上の留意事項

- (1) 参加者が1者のみの場合においても、審査を行うものとする。
- (2) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

15 担当部署（問合せ先）

つくば市教育局健康教育課学校給食係

住 所：〒305-8555 つくば市研究学園一丁目1番地1

電 話：029-883-1111（内線4930）

F A X：029-868-7613

電子メールアドレス：edc060@city.tsukuba.lg.jp